

消費税法施行令第十四条の三第八号の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等の一部を改正する件

○内閣府  
厚生労働省 告示第一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第八号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第八号の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成三年厚生省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>次に掲げる事業（消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第二第七号ロに掲げる事業を除く。）のうち、その要する費用の二分の一以上が国又は地方公共団体により負担される事業として行われる資産の譲渡等</p> <p>一（略）</p> <p>二 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を行う事業</p> <p>三〇五（略）</p> | <p>次に掲げる事業（消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第二第七号ロに掲げる事業を除く。）のうち、その要する費用の二分の一以上が国又は地方公共団体により負担される事業として行われる資産の譲渡等</p> <p>一（略）</p> <p>二 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業</p> <p>三〇五（略）</p> |